

## 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助について

岐阜市では、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の収入が著しく減少し、経済的に困りのご家庭についても、就学援助対象世帯として申請を受付させていただきます。

申請書は岐阜市教育委員会学校指導課のホームページか各学校にありますので、必要事項を記入し添付資料と共に、各学校へ郵送等（臨時休業期間中は郵送での提出をお願いします）で提出いただきますようお願いいたします。

### 【対象となる世帯】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、失業または減収等により世帯の収入が著しく減少したご家庭で、減収後の収入を年額に換算した金額が基準額を下回る世帯。
- ・市内国公立の小中学校に在籍する児童生徒の世帯。  
※就学援助は令和元年分の所得で審査しますが、既に10番の理由で申請書を学校へ提出された方で、令和2年分の減収で審査が必要な場合は、下記の収入が分かる書類の提出をお願いします。所得要件以外で既に申請されている方は、改めて書類を提出する必要はありません。

### 【提出いただく書類】

◎就学援助申請書→（申請の理由は10に○印をして、特記事項欄に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等、その旨を記入してください。）

※既に提出済の場合は不要

- 給与収入に係る収入額明細書（様式1-1）
  - 雇用保険受給資格者証（失業の場合）の写し
  - その他、減収、失業等により減収したことが分かる書類の写し
- いずれかの書類

（例：直近の給与明細4ヶ月分のコピー\*両親が働いていて税法上の扶養に入っていない場合、2人分必要になります。）

- 口座振替依頼書（様式第9号）
- 通帳のコピー
- ※所得課税証明書（令和2年1月1日現在、岐阜市に住民票のない方のみ）

### 【基準額の目安】

※下の表は、所得が低いと認められる世帯の収入の基準額です。

目安額は、1人あたりの収入額であり、家族構成、年齢、就労者数などによって異なります。

<計算例>

| 家族数          | 2人家族        | 3人家族           | 4人家族             |
|--------------|-------------|----------------|------------------|
| 家族構成         | 親(35歳)子(9歳) | 親(35・38歳)子(9歳) | 親(35・38歳)子(9・6歳) |
| 収入制限<br>(年間) | 320万円程度     | 408万円程度        | 474万円程度          |

お電話で事前にお問い合わせいただいても、審査前に認定基準額の計算を個別でご案内することはできません。

★税の申告をしていない方は就学援助の認定審査ができません。所得がない方（税法上の扶養に入っている場合は除く）も申告が必要です。就学援助の申請前に必ず済ませておいてください。

### 【その他】

- ・認定審査の上で、ご家庭の状況をお聞きすることがあります。
- ・就学援助は学校の集金を免除するものではないため、学校の集金は必ず支払ってください。
- ・年度当初の審査結果は、9月中旬頃に学校を通じて、又は郵送でお知らせします。
- ・詳細については、岐阜市教育委員会学校指導課 学事係へお問い合わせください。